一生涯のパートナー
第一生命
Dai-ichi Life Group

第一生命
年金通信

年金トピック

No.2020－113
第 36 号

2020 年 12 月 25 日
団 体 年 金 事 業 部

第 18 回　社会保障審議会 企業年金・個人年金部会について

12 月 23 日に第 18 回社会保障審議会 企業年金・個人年金部会が開催されました。
議事は以下のとおりです。

（１）企業年金のガバナンス等について
（２）DC の拠出限度額について

また、上記に加え、アメリカ・イギリスの企業年金・個人年金について、外部有識者から報告されています。
厚生労働省のホームページに資料が掲載されていますので、以下のリンク先にてご確認ください。
なお、一般傍聴が不可であったため、各委員の主な発言は記載しておりません。
今後、以下のリンク先に議事録が掲載される見込みですので、各委員の発言内容はそちらでご確認ください。

○厚生労働省ホームページ 社会保障審議会（企業年金・個人年金部会）
https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/shingi-hosho_163664_00006.html

【ご参考】年金通信
https://nenkintsushin.dai-ichi-life.co.jp/
※これまでの企業年金・個人年金部会に関する年金通信が閲覧可能です。

以上

第一生命保険株式会社

第18回企業年金・個人年金部会について

2020年12月25日
第一生命保険株式会社
団体年金事業部

一生涯のパートナー
第一生命
Dai-ichi Life Group

・確定給付企業年金を「DB」、確定拠出年金を「DC」と表記しています。
・特に断りがない限り、本資料に記載の図表は企業年金・個人年金部会に提示された資料をもとに作成しています。

主な検討事項・整理事項

- 企業年金のガバナンス等では、これまでの改正の振り返りに加え、今後の検討事項が示されました。
- 検討事項については、今後パブリックコメント等を経て、省令等の改正を行うこととされています。
- また、令和3年度税制改正に向けて、拠出限度額に関するこれまでの議論等が整理されました。

議事	検討事項	検討事項の概要
企業年金のガバナンス等について 【部会配布資料1】	リスク分担型企業年金の移行時に係る規定の整備 検討事項①　→P.3～	・リスク分担型企業年金の合併等（合併・分割、事業所追加・減少）の際、給付減額となる規約変更が可能か省令等に規定されていないケースがあることから、規定を整備することを検討。
	企業型DCにおける商品除外方法の改善 検討事項②　→P.5	・商品除外をする場合、現行は「過去分を現金化」することになっているが、「将来分のみを除外（＝過去分の現金化を伴わない「閉鎖型」）」という選択肢の追加を検討。

議事	整理事項※	整理事項の概要
令和3年度税制改正要望に係るこれまでの議論の整理 【部会配布資料2】	企業型DCの拠出限度額 【部会配布資料2：P.6～8】	・全てのDBの掛金相当額を一律評価している現状を改め、「月額5.5万円から、DBごとの掛金相当額（＝仮想掛金額）を控除した額」とする。
	企業型DCへの経過措置の適用 【部会配布資料2：P.8】	・既存規約に基づいたDBの掛金相当額が月額5.5万円を上回る場合は、従前の掛金拠出を可能とする。
	仮想掛金額の算定方法 【部会配布資料2：P.14～18】	・DBの標準的な給付水準から利子分を控除したものを加入月数で除する方法で算定する。
	制度改正の施行時期 【部会配布資料2：P.21】	・上記の算定方法等の制度改正の周知やシステム改修に必要となる期間等を踏まえて、改めて設定する。

※整理事項の議論の詳細は「第17回 社会保障審議会 企業年金・個人年金部会について」（第32号年金通信）をご確認ください。

リスク分担型企業年金の移行時に係る規定の整備（課題）

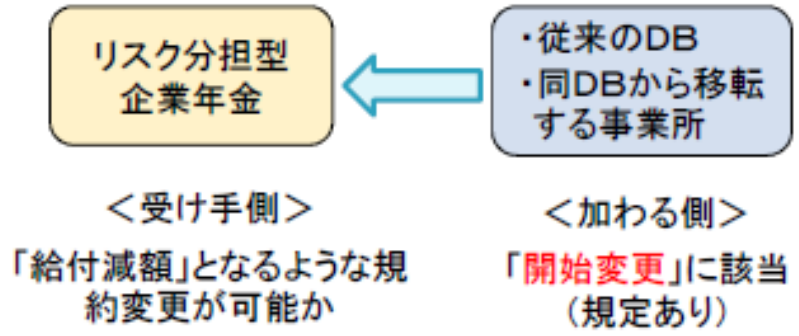
一生涯のパートナー
第一生命
Dai-ichi Life Group

- 現行の省令においては、合併・事業所追加時の受け手側、分割・事業所減少時の出し手側となるリスク分担型企業年金について、「給付減額」となるような規約変更が可能か規定されていません（下図参照）。
- 給付減額の判定基準として、「給付現価の減少」や「掛金変更※」がありますが、合併等の場合、給付・掛金の変更がなくても、財政状況が良い方の企業年金は必ず超過比率が低下します。
  （＝必ず給付減額と判定される）

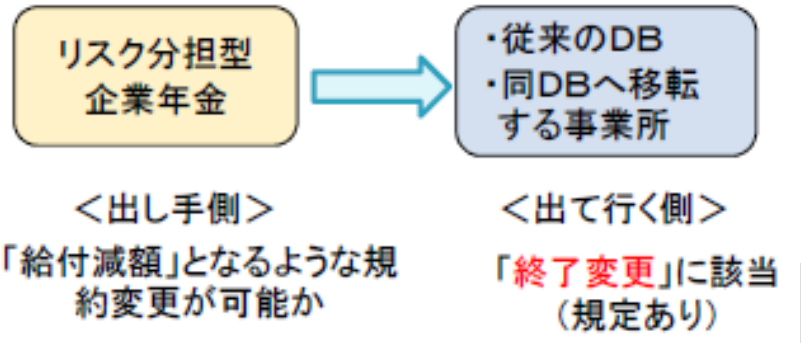
（※）掛金変更で「掛金収入現価」が減少する場合、財政バランスの変化を通じて減額調整が生じる可能性が高まります。
具体的には、「給付現価」に対する、「給付の原資（積立金＋掛金収入現価）」が「基準ライン（給付現価＋将来発生するリスクの2分の1）」を超過する分の比率（以下、超過比率）が低下する場合に給付減額と判定。

⇒リスク分担型企業年金において、上記課題を解決する規約変更ができるように規定の整備を検討（次ページ）

合併や事業所追加の場合



分割や事業所減少の場合



（出所）第18回企業年金・個人年金部会　資料1　P.20から抜粋

リスク分担型企業年金の移行時に係る規定の整備（対応案）

一生涯のパートナー 第一生命 Dai-ichi Life Group

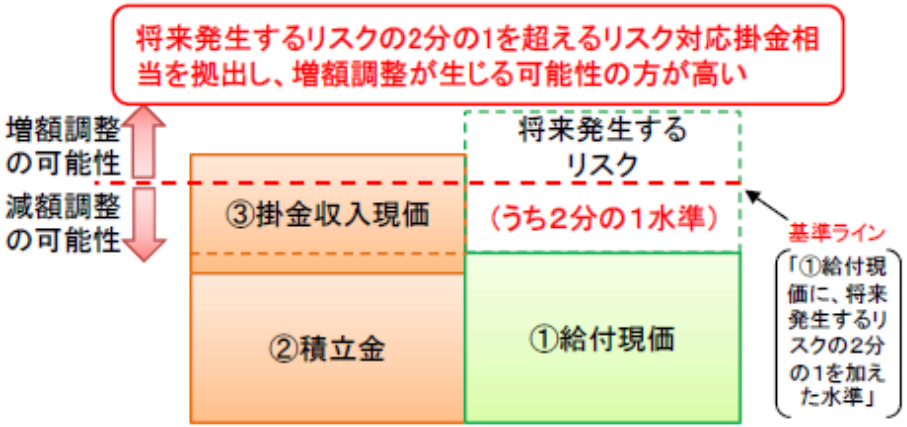
- 前頁の課題を踏まえ、合併等（合併・分割、事業所追加・減少）における減額判定の案として以下が示されました。
  - ✓ 超過比率がその後の給付調整を左右するため、超過比率の低下を給付減額とする。
  - ✓ その上で、「給付の原資の水準（下図②＋③）」と「基準ライン（下図①＋将来発生するリスクの2分の1）」の大小関係に応じて、給付減額の手続を区別する（下図参照）。
- その他、超過比率が低下しないような積立金の移換方法の検討、法令解釈通知における最低積立基準額等の規定の整備等も検討要素として挙げられています。
- また、超過比率を加入者の代表が参画する委員会においてモニタリングするとともに、業務概況において受給権者を含めて周知することが重要とされています。

■「給付の原資の水準」＞「基準ライン」の場合

・・・以下の手続を課す一方、個別の同意等は不要

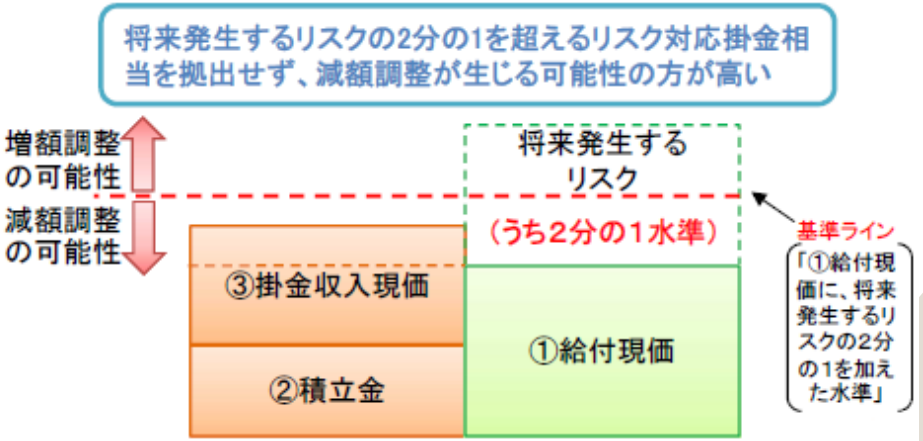
・全加入者／全受給権者に対する事前の十分な説明

・受給権者のうち希望者に、年金給付に代えて移行前の給付を一時金で支給



■「給付の原資の水準」＜「基準ライン」の場合

・・・個別の同意等を含め、従来のDBにおける給付減額を行う場合と同様の手続

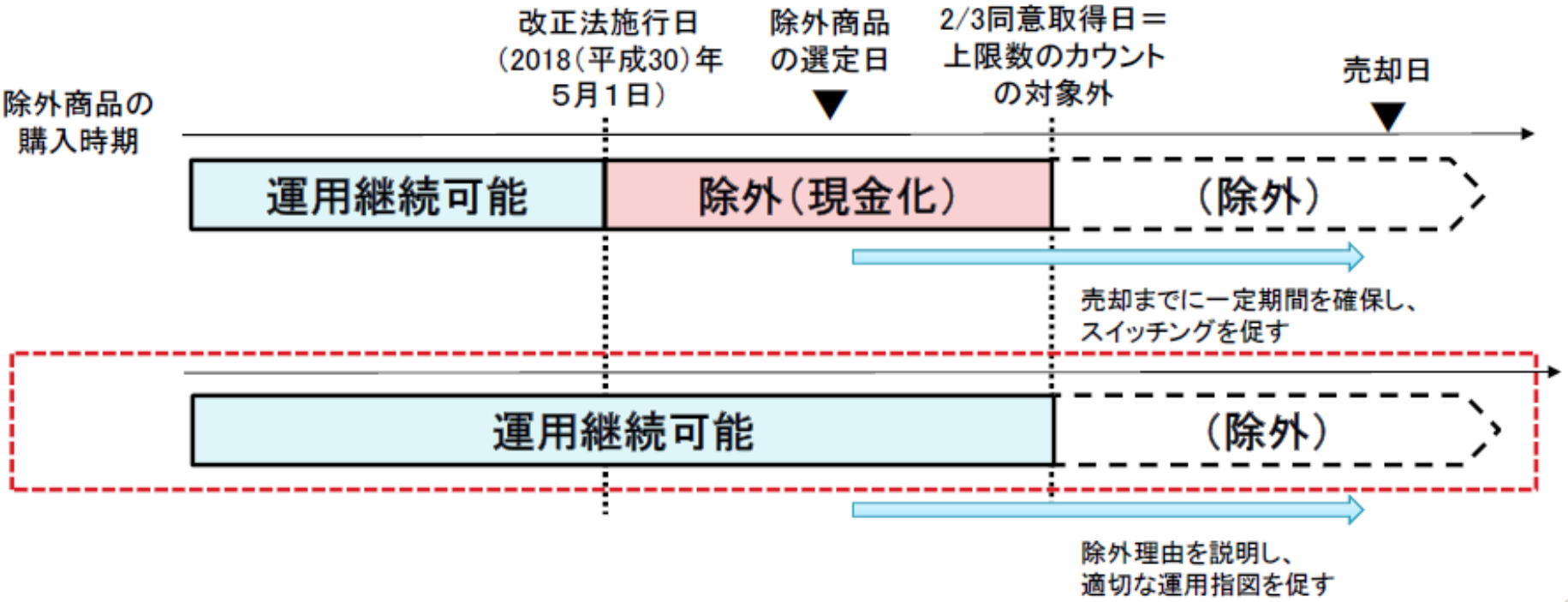


（出所）第18回企業年金・個人年金部会　資料1　P.22をもとに当社作成

企業型DCにおける商品除外方法の改善

一生涯のパートナー
第一生命
Dai-ichi Life Group

- 現行、商品選択者の3分の2以上の同意により、法改正以降の掛金分を現金化する商品除外が可能です。
- 一方で、商品除外と併せてリスク・リターン特性の異なる運用商品を追加するケース等では、過去分の現金化を伴わない方法が適当な場合があります。
- 以上を踏まえ、将来分のみを除外（＝過去分の現金化を伴わない「閉鎖型」）することもできるように選択肢を追加する案が示されました。



（出所）第18回企業年金・個人年金部会　資料1　P.40から抜粋